

平成 21 年度
先進的植物工場施設整備費補助金
公募要領

平成 21 年 6 月

経済産業省

目次

1 . 事業の目的・補助対象事業について	・ ・ ・ ・ ・ P . 1
2 . 補助対象事業者について	・ ・ ・ ・ ・ P . 1
3 . 補助率及び補助対象経費等について	・ ・ ・ ・ ・ P . 1
4 . 応募手続について	・ ・ ・ ・ ・ P . 2
5 . 審査及び結果通知について	・ ・ ・ ・ ・ P . 4
6 . 応募書類等の様式について	・ ・ ・ ・ ・ P . 6

1. 事業の目的・補助対象事業について

(1) 事業の目的

本事業は、植物工場の設置・運営に係る課題を克服するために必要な研究開発及び植物工場に取り組む地域の事業者等を支援するための技術指導、人材育成、情報提供等の取組を促進するために必要な施設、設備の整備事業に要する経費を補助することにより、植物工場を普及させ、もって、地域経済の活性化を図ることを目的とするものです。

(2) 補助対象事業

上記事業の目的を達成するために必要な施設設備(1)の整備事業

ただし、中小企業者(中小企業基本法で定める中小企業者のうち、農業を主たる事業として営む者も含む。以下同じ。)の植物工場関連事業への新規参入、事業拡大、事業の高度化等に貢献するもの(2)に限ります。

(1) 研究開発施設、技術指導施設、高度人材育成施設、情報提供施設 など
研究開発等設備機器

(2) 当該施設等の利用者の過半が中小企業である。

(例) 貸研究室を整備し、その入居者の過半が中小企業者

中小企業が過半を占めるコンソーシアムと共同研究を実施

・当該施設等の活用により生じた研究成果が、中小企業者の植物工場関連事業への新規参入、事業拡大、事業の高度化等に貢献する。

(例) 研究成果を中小企業者に公開

中小企業者向けの植物工場に係る相談窓口を設置し、研究開発や運営等をサポート

・当該施設等を活用して行った人材育成の成果が、中小企業者の植物工場関連事業への新規参入、事業拡大、事業の高度化等に貢献する。

(例) 植物工場への新規参入、事業拡大を検討する中小企業者の人材育成事業を実施

など。

2. 補助対象事業者について

本事業の対象事業者は、上記1.(2)に掲げる施設整備等の事業及び整備後の管理・運営等を責任を持って実施することのできる以下の者としします。

・大学、公益法人、独立行政法人等であって、日本国内の法人格を有する組織。

3. 補助率及び補助対象経費等について

(1) 補助率及び補助対象経費等

補助対象経費、補助率は以下のとおりです。

補助金 の名称	補助事業		補助率
	補助対象 経費の区分	内 容	

先進的 植物工 場施設 整備費 補助金	(1) 調査設計費	先進的植物工場に係る研究開発施設等（これらと一体的に整備される設備を含む。以下同じ。）の建築又は改修計画に関する調査費及び設計費	定額 (10/10以内)
	(2) 工事費	先進的植物工場に係る研究開発施設等の建築又は改修に要する経費（土地の取得造成費を除く。）	定額 (10/10以内)
	(3) 研究開発等設備費	先進的植物工場に係る研究開発、技術指導、人材育成、情報提供等に必要な設備機械装置（ ）の購入及び据え付け等に必要経費	定額 (10/10以内)

（ ）汎用的に使用可能な設備機械装置及び備品については対象外

(2) 事業実施期間

交付決定日から平成 22 年 3 月 31 日までとします。

4. 応募手続について

(1) 応募受付期間、提出先

受付期間 平成 21 年 6 月 12 日（金）から平成 21 年 7 月 3 日（金）[17 時必着]
 受付時間 10:00～12:00 13:00～17:00 / 月曜～金曜(祝祭日を除く)

< 提出先 >

事業実施場所を管轄する経済産業局（P.12「別紙 1」参照）の担当課へ提出

受付時間外や締切りを過ぎての提出は受け付けません。また、電子メール、FAX による提出は受け付けません。郵送の場合は配達等の都合で締切り時刻までに届かない場合がありますので、締切りの期限に余裕を持って送付されますようご注意ください。

(2) インターネットの利用

本公募要領は、下記ホームページにも掲載しておりますのでご利用ください。

<http://www.meti.go.jp/information/publicoffer/index.html>

(3) 提出書類について

提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。提出書類の用紙の大きさは A 4 判、片面印刷でお願いします（両面印刷は不可。各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません。）

以下の「提出書類一覧表」における書類について、正本 1 部、写し 6 部を提出してください。なお、提出書類については、左上をクリップで留め、通しページを書類下中央に必ず打ち込んでください。

応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行います（様式中の注意事項等を参考に、適宜、具体的な数字や図表等を用いるなど、できるだけわかりやすく記入してください。）

なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。

「提出書類一覧表」にある提出書類や追加説明資料は、審査用に限定して使用し

ます。

なお、提出書類は返却いたしませんのでご注意ください。

提出書類	書類名	様式
	☐ 応募書類	様式 1
添付書類等	☐ 補助事業概要説明書	様式 2
	☐ 応募概要（A 4 判 1 枚以内）	様式 3
	☐ 補助事業の実施場所の付近見取図	
	☐ 施設の配置図、平面図及び立体図	
	☐ 事業収支計画書（補助事業完了後 3 年分）	
	☐ 応募者の概要がわかるもの（パンフレット等）	
	☐ 最新の決算報告書（3 年分）	
	☐ C D - R（「提出書類」を W o r d 形式及び P D F 形式で保存したもの）	

（４）補助事業者の義務等

本補助事業の実施に際しては、以下に記載した事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金交付要綱の規定を遵守していただくことになりますのでご注意ください。

補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

補助事業者は、経済産業局長から補助事業の交付年度中間の進捗状況の報告を求められた場合、速やかに報告しなければなりません。

補助事業者は、補助事業を完了した場合又は会計年度終了後、実績報告書を提出しなければなりません。

補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、「取得財産管理台帳」を備えて、経済産業大臣が別に定める財産処分制限期間中、的確に管理しなければなりません。

補助事業者は、当該取得財産等については、経済産業大臣が別に定める期間内は、補助金交付目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け又は担保に供してはいけません。また、やむを得ない不測の事態の発生等により当該財産を処分する必要があるときは、事前の承認を受けることにより当該財産を処分（補助金交付目的に反した使用、譲渡、貸し付け、付担保）することも可能ですが、その場合においては、原則として補助金額の一部又は全額を国に返納して頂くこととなります。

【参考】

補助金によって整備された施設の処分制限期間は概ね以下のとおり。

（鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの）

事業場 ： 5 0 年

工場 ： 3 8 年（用途等によって変わる場合があります。）

補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証

拠書類を整理し、交付年度終了後 5 年間保存しなければなりません。
補助事業に係る調査依頼や、補助事業完了後、その事業成果を発表していただく場合があります。

(5) その他

補助金の支払いは、原則、補助事業完了後、交付の翌年度 4 月 10 日までに補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります（年度途中で、事業が完了している場合は所定の手続により支払われます。）。

また、特に必要と認められる場合、年度途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生を確認し、所定の手続き、財務省の承認を得たうえで、当該部分にかかる補助金が支払われることもあります。

補助金の交付の対象となる経費は、財産の取得等の支払い対象となる行為が、当該交付決定のなされた国の会計年度中（当該年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）に終了するものに限られます。したがって、今回申請に係る経費は、交付決定日以降に補助事業が開始されることとなるため、交付決定日以前に発生した経費（発注を含む。）は対象となりません。

国（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度（先進的植物工場施設整備費補助金以外の補助金、委託費等）と重複した交付申請書の提出（本申請書の提出以降を含む。）は認められませんのでご注意ください。

なお、他の制度との併願・併用について疑問等がありましたら、事前にご相談ください。

5. 審査及び結果通知について

(1) 審査内容

基本的事項の審査

ア. 補助事業の目的

- ・応募の内容が本事業の目的に沿ったものであり、目的を達成するために必要な施設及び設備の整備事業であること。

イ. 補助対象事業者としての適格性

- ・補助対象事業者たる資格を有していること。

ウ. 補助事業者としての実施体制

- ・補助事業を実施できる十分な管理能力があり、そのための体制が整備されていること。

エ. 補助事業者としての財務的健全性

- ・補助事業を実施できる財務的健全性を有していること。

オ. 補助対象経費等の妥当性

- ・補助対象経費等の内容が妥当なものであること。

事業内容等に関する審査

ア. 研究開発について

- ・研究開発の方向性が明確であること。
- ・植物工場の普及・拡大に関する技術的課題の解決に対して、大きく貢献する能力を有していること。
- ・研究目的に関する以下の観点について、論理的一貫性が十分に確保されていること。

：問題意識

（植物工場の普及・拡大に関する課題をどのように分析するか）

- ：研究の方向性と目的
（既存設備等のコスト削減、新規設備等の開発・高付加価値化、栽培される農産物の高機能・高付加価値化）
- ：研究ターゲット
（太陽光利用型、完全人工光型（製薬原料・機能性食材等を栽培するものを含む））
- ：研究分野
（環境制御、照明、生育診断・予測、生育制御、養液循環、部材など）
- イ．人材育成・技術普及について
 - ・植物工場の設置・運営に関する最新技術や研究成果を、中小企業者に対して効果的に普及させ、植物工場の普及拡大に貢献する能力を有していること。
- ウ．補助事業完了後の研究拠点の運営主体について
 - ・研究拠点を継続的かつ安定的に運営・維持するのに十分な人的・資金的蓄積、運営実績等を有する者であり、運営・維持コストの負担体制等、運営計画が適切であること。
- エ．中小企業者への波及効果について
 - ・当該事業が、中小企業者の植物工場関連事業への新規参入、事業拡大、事業の高度化等に貢献するものであること。
- オ．政策効果の実現可能性について
 - ・研究拠点の所在する地方公共団体、その他関係団体、関係研究機関との連携を十分に有していること。
 - ・中小企業者及び農業者等に対する研究成果の提供や高度な人材育成等を通じ、政策目的を達成するために必要な体制が構築されていること。

（２）採択の内示の通知等

選定結果については、決定後速やかに内示いたします。

内示を受けた方には、補助金の交付に係る必要な手続を所定の期間内に行っていただきます。

（３）公募のスケジュール

6月12日（金）～ 7月3日（金）	受付期間
7月6日（月）～	審査期間
7月下旬～8月上旬	内 示

6. 応募書類等の様式について
(様式第1)

年 月 日

経済産業局長等 殿

申請者	住所	
氏名	法人にあっては名称 及び代表者の氏名	印

平成 年度先進的植物工場施設整備費補助金の応募について

先進的植物工場施設整備費補助金について、下記のとおり応募します。

記

1. 補助事業の目的及び内容
2. 補助事業の開始及び完了予定日
3. 補助事業に要する経費 円
4. 補助対象経費 円
5. 補助金交付申請額 円
6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
7. 同上の金額の算出基礎

(注1) 申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

1. 申請者の営む主な事業
2. 申請者の資産及び負債に関する事項
3. 補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
4. 補助事業の効果
5. 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金額

(様式第 2)

住 所
氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 印

補助事業概要説明書

1. 補助事業の実施計画

(1) 補助事業の内容

(イ) 名称及び内容

(ロ) 実施場所

(ハ) 敷地面積

(ニ) 事業実施部分の敷地の所有関係

(ホ) 延べ床面積

(ヘ) 建物等の構造

(2) 補助事業の実施期間

(イ) 補助事業の開始 (予定) 年月日

(ロ) 用地取得 (予定) 年月日

(ハ) 補助事業の完了 (予定) 年月日

(3) 補助事業の目的及び効果

以下の項目について具体的に説明を記載してください。(必要に応じて参考資料を添付してください)

(イ) 研究開発施設設備を整備する場合

：問題意識

植物工場の普及・拡大にあたり、現在、どのような技術的課題があるか。

：研究開発の焦点と目的

上記 の問題意識において挙げた技術的課題のうち、どこに焦点を当てて研究開発を推進するか。(その理由、目的も含めて記載)

研究ターゲット (太陽光利用型、完全人工光型)

研究分野 (環境制御、照明、生育診断・予測、生育制御、養液循環、部材など)

理由・目的

：課題解決の手法

課題解決に向け研究開発をどのように推進し、どのように課題解決に結びつけるのか。
そのためには、本補助事業においてどのような施設設備を整備する必要があるのか。

：研究開発実施機関

研究開発を主体的に行う機関 (大学、第三セクター等) はどこか。

参画する機関 (民間事業者等) はどこか。

：政策効果の実現可能性

研究拠点の所在する地方公共団体、その他関係団体、関係研究機関との連携体制がどのように構築されているか。

：研究開発の成果

研究開発を推進し、課題を解決した場合に生じる成果はどのようなものか。

その成果は、植物工場の普及・拡大にどのような効果をもたらすものであるか。また、どのような体制を敷き、普及拡大に取り組むのか。

：中小企業者への波及効果

本補助事業が、どのように中小企業者の植物工場関連事業への新規参入、事業拡大、事業の高度化等に寄与するのか。

(ロ) 技術指導施設、人材育成施設等を整備する場合

: 問題意識

植物工場の普及・拡大にあたり、人材育成・技術指導等の面で、現在どのような課題があるか。

: 本事業の焦点と目的

上記の問題意識において挙げた課題のうち、どこに焦点を当てて本事業を推進するか。(その理由、目的も含めて記載)

: 課題解決の手法

課題を解決するため、どのような事業を実施するのか。(その理由、目的も含めて記載)

そのためには、本補助事業においてどのような施設を整備する必要があるのか。

: 事業実施機関

事業を主体的に行う機関(大学、第三セクター等)はどこか。

参画する機関(民間事業者等)はどこか。

: 政策効果の実現可能性

研究拠点の所在する地方公共団体、その他関係団体、関係研究機関との連携体制がどのように構築されているか。

: 事業の成果

の課題解決の手法に記載した事業を実施し、課題を解決した場合に生じる成果はどのようなものか。

その成果は、植物工場の普及・拡大にどのような効果をもたらすものであるか。また、どのような体制を敷き、普及拡大に取り組むのか。

: 中小企業者への波及効果

本補助事業が、どのように中小企業者の植物工場関連事業への新規参入、事業拡大、事業の高度化等に寄与するのか。

(4) 補助事業完了後の施設等運営・利用計画

(イ) 補助事業完了後の施設設備の運営管理について

施設設備を継続的かつ安定的に運営・維持するために、どの程度の人的・資本的蓄積等を有しているか。また、運営・維持コストの調達計画等について、どのような運営計画を立てているか。

(ロ) 施設設備の利用見込み

補助事業完了後3年間の施設設備の利用見込みはどの程度か。(具体的な利用者が想定されている場合は、その利用者名も記載)

(5) 添付書類

(イ) 応募概要(A4判1枚以内)

(ロ) 補助事業の実施場所の付近見取り図

(ハ) 施設等の配置図、平面図及び立体図(施設整備の場合のみ)

(ニ) 事業収支計画書(補助事業完了後3年分)

(ホ) 申請者の概要がわかるもの(パンフレット等)

(ヘ) 最新の決算報告書(3年分)

(ト) 上記(3)及び(4)における説明を補足する参考資料(任意)

2. 補助事業の収支予算

(1) 収入

(単位: 円)

項 目	金 額
-----	-----

自己資金 起債又は借入金 その他 補助金	
合 計	

(2) 支出

総括表

(単位 : 円)

経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	経費の負担区分	
			補助事業者	補助金交付申請額
調査設計費				
工事費				
研究開発等設備費				
小計				
その他				
合計				

経費の内訳 (各経費区分ごとの内訳を記載)

(イ) 調査設計費

(単位 : 円)

種別	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額	備考
小計				
合計				

(ロ) 工事費

(単位 : 円)

種別	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額	備考
小計				
合計				

(ハ) 研究開発等設備費

(単位 : 円)

種別	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額	備考

小計				
合計				

(二) その他

(単位：円)

種別	補助事業に要 する経費	備考
合計		

(注) 消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額 - 消費税等仕入控除税額 = 補助金額

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

平成21年度 先進的植物工場施設整備費補助金 応募概要

事業名: _____

No 未記入		地域 未記入		2.2 焦点と目的	
応募者	住所			○左記2.1において挙げた課題のうち、どこに焦点を当てて研究開発等の事業を推進するか。 (その理由、目的も含めて記載)	
	名称		法人にあっては代表者の氏名		
補助事業の内容				2.3 課題解決の手法	
【提案内容に応じて下記必要項目を記載】 <施設整備事業及び設備整備事業共通の記載項目> ○補助事業の名称 ○補助事業の概要 ○実施場所(住所) <施設整備事業の場合の記載項目> ○施設名称(仮称でも可) ○敷地面積 ○事業実施部分の敷地の所有関係 ○延べ床面積 ○施設の構造(何造、何階建) <設備整備事業の場合の記載項目> ○設備名称(複数整備する場合は全て記載) ○設備の性能				○課題解決に向け研究開発をどのように推進し、課題解決に結びつけるか。 ○そのために、本補助事業においてどのような施設設備を整備する必要があるのか。	
補助事業の実施期間				2.4 事業実施機関	
○補助事業の開始(予定)年月日 平成 年 月 日 ○補助事業の完了(予定)年月日 平成 年 月 日				○研究開発等の事業の実施機関(大学、第三セクター等)はどこか。 ○事業に参画する機関(民間事業者等)はどこか。	
(施設整備事業を行うにあたり、自己負担で用地を取得する場合) ○用地取得(予定)年月日 平成 年 月 日				2.5 政策効果の実現可能性	
1.1 補助事業者としての適格性 資金力・経営基盤 補助金交付決定等停止事業者該当 未記入 未記入				○研究拠点の所在する地方公共団体、その他関係団体、関係研究機関との連携体制がどのように構築されているか。	
1.2 補助金交付申請額				2.6 事業の成果	
補助事業に要する経費		補助対象経費		○研究開発等の事業を推進し、課題を解決した場合、どのような成果が生じるか。 ○その成果は、植物工場の普及・拡大にどのような効果をもたらすか。 ○どのような体制を敷き、普及・拡大に取り組むのか。	
円	円	円		2.7 中小企業者への波及効果	
2 補助事業の目的及び効果				○本補助事業が、どのように中小企業者の植物工場関連事業への新規参入、事業拡大、事業の高度化等に寄与するのか。	
2.1 問題意識				3.1 補助事業完了後の施設運営・利用計画	
○植物工場の普及・拡大にあたり、現在、どのような課題があると考えられるか。				○施設設備を継続的かつ安定的に運営・維持するために、どの程度の人的・資本的蓄積等を有しているか。 ○運営・維持コストの調達計画等について、どのような運営計画を立てているか。 ○補助事業完了後3年間の施設設備の利用見込みはどの程度か。	

<別添 1>

公募に関する受付及びお問い合わせ先

経済産業局等 (担当課室)	所在地 / TEL & FAX & URL	管轄する 都道府県
北海道経済産業局 産業部 産業振興課	〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 丁目札幌第 1 合同庁舎 TEL:011-709-1728 FAX:011-709-2566 http://www.hkd.meti.go.jp	北海道
東北経済産業局 産業部 産業振興課	〒980-8403 仙台市青葉区本町 3 - 3 - 1 仙台合同庁舎 TEL:022-221-4906 FAX:022-215-9463 http://www.tohoku.meti.go.jp	青森、岩手、宮城、秋 田、山形、福島
関東経済産業局 地域経済部 地域経済課産業立地室	〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1 - 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 TEL:048-600-0269 FAX:048-601-1311 http://www.kanto.meti.go.jp	茨城、栃木、群馬、埼 玉、千葉、東京、神奈 川、新潟、長野、山梨、 静岡
中部経済産業局 地域経済部 地域振興課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸 2 - 5 - 2 TEL:052-951-2716 FAX:052-961-7698 http://www.chubu.meti.go.jp	愛知、岐阜、三重、富 山、石川
近畿経済産業局 地域経済部 産学官連携推進課	〒540-8535 大阪市中央区大手前 1 - 5 - 4 4 大阪合同庁舎 1 号館 TEL:06-6966-6164 FAX:06-6966-6079 http://www.kansai.meti.go.jp	福井、滋賀、京都、大 阪、兵庫、奈良、和歌 山
中国経済産業局 産業部 産業振興課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6 - 3 0 広島合同庁舎 TEL:082-224-5638 FAX:082-224-5642 http://www.chugoku.meti.go.jp	鳥取、島根、岡山、広 島、山口
四国経済産業局 産業部 産業振興課	〒760-8512 高松市サンポート 3 - 3 3 高松サンポート合同庁舎 TEL:087-811-8523 FAX:087-811-8556 http://www.shikoku.meti.go.jp	徳島、香川、愛媛、高 知
九州経済産業局 産業部 中小企業経営支援室	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2 - 1 1 - 1 TEL:092-482-5491 FAX:092-482-5396 http://www.kyushu.meti.go.jp	福岡、佐賀、長崎、熊 本、大分、宮崎、鹿児 島
沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2 - 1 - 1 那覇第 2 合同庁舎 2 号館 9 階 TEL:098-866-1730 FAX:098-860-1375 http://ogb.go.jp/move/	沖縄